平成27年1月30日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 市が発注する物品等の供給及び役務の提供の一般競争入札、指名競争入札、公募 見積合わせ及び指名見積合わせに係る電子調達に関する事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、京丹後市契約 規則(平成16年京丹後市規則第72号。以下「規則」という。)及び京丹後市物品等電 子調達運用基準(平成27年京丹後市告示第15号。以下「運用基準」という。)に定め るもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、規則及び運用基準の例による。

(業者番号の交付)

第3条 運用基準第4条の規定に基づき入札等参加者に業者番号を交付するときは、業者番号通知書(様式第1号)により行うものとする。

(利用者登録の完了)

- 第4条 市長は、運用基準第5条第1項第1号の方法により行われた利用者登録について、 当該利用者情報の内容を審査しなければならない。
- 2 市長は、前項の審査の結果、承認する場合は、電子入札システムで利用者登録の許可 を行うものとし、その許可をもって利用者登録の完了とする。
- 3 市長は、運用基準第5条第3項の規定に基づき入札等参加者に代わり利用者登録を行い、その処理が完了したときは、利用者代理(変更)登録完了通知書(様式第2号)を 交付するものとする。

(電子調達利用情報の再交付)

- 第5条 市長は、運用基準第6条第2項の規定に基づき入札等参加者に電子調達利用情報 を再交付するときは、電子調達利用情報再交付通知書(様式第3号)により行うものと する。
 - (一般競争入札、公募型指名競争入札及び公募見積合わせにおける案件の公表)
- 第6条 入札等事務関係職員は、電子調達により一般競争入札、公募型指名競争入札及び 公募見積合わせを実施しようとするときは、当該案件について、案件名称、入札等方式、

手続の日時その他必要な事項を入札情報公開システムに登録しなければならない。 (一般競争入札参加者の通知等)

- 第7条 入札等事務関係職員は、運用基準第10条の規定による入札参加資格の有無を入 札参加申請者に書面により行った後、当該案件の入札情報公開システムに登録した事項 及び入札参加有資格者を電子入札システムに登録しなければならない。
- 2 入札等事務関係職員は、前項の規定により登録を行うときは、職責証明情報(電子入 札コアシステム対応民間認証局又は組織認証局が発行した電子証明書をいう。以下同じ。) を当該登録に係る情報に併せて記録しなければならない。
- 3 入札等事務関係職員は、第1項の登録を行ったときは、受信確認(入札参加有資格者 が電子入札システムに通信接続することによりシステム登録に係る情報を受信したこと を確認することをいう。)をしなければならない。

(指名競争入札及び指名見積合わせ参加者の指名等)

- 第8条 入札等事務関係職員は、運用基準第11条の規定により入札等参加者を指名する ときは、案件名称、入札等方式、手続の日時その他必要な事項を電子入札システムに登 録しなければならない。
- 2 入札等事務関係職員は、案件名称等のシステム登録を行うときは、職責証明情報を当 該登録に係る情報に併せて記録しなければならない。
- 3 入札等事務関係職員は、案件名称等のシステム登録を行ったときは、受信確認(入札 等参加者が電子入札システムに通信接続することによりシステム登録に係る情報を受信 したことを確認することをいう。以下同じ。)をしなければならない。
- 4 入札等事務関係職員は、第1項の登録による通知が届かない入札等参加者に対しては、 指名通知を書面により行うものとする。

(入札等)

- 第9条 入札等事務関係職員は、入札等参加者の入札等に関する情報(以下「入札等情報」 という。)を受信したときは、入札等受付情報を電子入札システムに登録をしなければな らない。
- 2 入札等事務関係職員は、入札等受付情報のシステム登録を行ったときは、受信確認を しなければならない。
- 3 入札等事務関係職員は、運用規準第17条第2項の規定によりくじを実施するときは、 入札等情報と併せて受信したくじ入力番号を用いて電子入札システムにより行わなけれ

ばならない。

(開札等)

- 4 市長は、前項に規定するくじの方法を公開するものとする。 (入札等の辞退)
- 第10条 入札等事務関係職員は、電子入札システムへの入札等辞退届の登録とともに、 書面により届出が行われていることを確認したときは、当該入札等参加者が入札等を辞 退したものとして取り扱うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、再度入札等を行う場合は、入札等事務関係職員は、電子入 札システムへの再度入札等に対する入札等辞退届の登録が行われていることを確認した ときは、当該入札等参加者が入札等を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 第11条 市長は、電子入札システムにより開札等を行うものとする。
- 2 入札等事務関係職員は、開札等を行う前に、規則第19条及び第20条(規則第40 条において準用する場合を含む。)の規定により定められた予定価格並びに規則第31条 及び第32条(規則第40条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格 を設けた案件にあっては、最低制限価格を電子入札システムに登録しなければならない。
- 3 市長は、開札等に当たり、入札等参加者が立ち会わないときは、職員(当該案件における入札等事務関係職員を除く。)を立ち会わせるものとする。
- 4 市長は、入札等参加者又は代理人(開札の立会いに関する権限一切を入札等参加者から委任された者に限る。)を開札に立ち会わせることができる。
- 5 入札等事務関係職員は、前項に規定する代理人の資格を審査するときは、入札等参加 者からの委任状又は入札等参加者からの委任に関する情報を確認しなければならない。
- 6 入札等事務関係職員は、落札者等が決定したときは、次に掲げる事項を電子入札システムに登録しなければならない。
 - (1) 案件番号
 - (2) 案件名称
 - (3) 開札等日時
 - (4) 落札等企業名称
 - (5) 落札等金額
- 7 入札等事務関係職員は、前項の規定により登録をするときは、職責証明情報を当該登録に係る情報に併せて記録しなければならない。

(落札者等決定の保留)

- 第12条 入札等事務関係職員は、落札者等の決定を保留したときは、落札者等の決定を 保留する旨を電子入札システムに登録しなければならない。
- 2 入札等事務関係職員は、落札者等の決定を保留する旨のシステム登録を行うときは、 職責証明情報を当該登録に係る情報に併せて記録しなければならない。

(再度入札等を行う場合の方法)

- 第13条 市長は、再度入札等を行う場合は、初度の入札等の辞退者、失格者及び無効な 入札等を行った者を電子入札システムで一旦無効扱いとする。
- 2 市長は、再度入札等を行った後、情報公開システムで前項の無効扱いとした処理を元 に戻す処理を行うものとする。

(職責証明書を格納した I Cカードの取扱い)

- 第14条 市長は、職責証明情報を格納したICカードをその指定をする職員に管理させることができる。
- 2 前項の規定により I Cカードを管理する者は、職責証明情報を格納した I Cカードに 盗難、紛失その他の事故が生じたときは、速やかにその経過及び事故後とった措置を明 らかにし、電子入札コアシステム対応民間認証局又は組織認証局に報告しなければなら ない。
- 3 入札等事務関係職員は、職責証明情報を格納したICカードを使用して、電子署名を 行うときは、電子入札システムにおける電子署名発行簿(様式第4号)に記録しなけれ ばならない。

(紙入札者の電子調達における取扱い)

- 第15条 市長は、運用基準第23条第2項の規定により紙入札への変更を承諾したときは、当該入札等を郵便その他の方法により行わせるものとする。
- 2 入札等事務関係職員は、入札等期間満了後、紙入札における入札書等を当該入札書等 に記載された入札等金額及び第9条第4項に規定するくじ入力番号を電子入札システム に登録しなければならない。
- 3 入札等事務関係職員は、紙入札者から開札等結果の問い合わせがあり、本人確認ができたときは、第11条第6項の規定により登録する内容を伝えなければならない。

(入札等の中止)

第16条 入札等事務関係職員は、入札等を公告又は指名通知した後にその入札等を中止

するときは、入札等を中止する旨を電子入札システムに登録をしなければならない。

2 入札等事務関係職員は、入札等を中止する旨のシステム登録を行うときは、職責証明 情報を当該登録に係る情報に併せて記録しなければならない。

(その他)

第17条 この訓令に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年2月1日から施行する。

(京丹後市電子入札実施要領の一部改正)

2 京丹後市電子入札実施要領(平成21年京丹後市訓令第1号)の一部を次のように改 正する。

第4条第3項中「電子入札コアシステム対応民間認証局」を「電子入札コアシステム対応民間認証局又は組織認証局」に改める。

第7条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第11条第2項中「電子入札コアシステム対応民間認証局」を「電子入札コアシステム対応民間認証局又は組織認証局」に改める。

業者番号通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

京丹後市長

京丹後市が実施する物品等の供給及び役務の提供に係る電子調達に参加していただくために、貴社の業者番号を下記のとおり付与します。

また、業者番号は厳重に保管・管理願います。

記

1	米 本立	. 🎞
1	来 伯 甾	

- ※ 上記番号は、物品等の供給及び役務の提供に係る業者番号であり、建設工事及び 測量・建設コンサルタント等業務の業者番号とは異なります。
- 2 電子入札システムに登録されている商号又は名称

【商号又は名称について】

- 電子入札システムで利用者登録を行う際に必要となります。
- ・ 京丹後市から通知した商号又は名称のとおり入力してください。
- 全ての文字を全角で入力してください。
- 略称については次のとおりです。また、環境依存文字(省略文字)は使用しないでください。

株式会社=(株) 有限会社=(有) 合同会社=(同) 合資会社=(資) 一般社団法人=(一社) 公益社団法人=(公社) 一般財団法人=(一財) 公益財団法人=(公財) 社会福祉法人=(福) 特定非営利活動法人=(特非)

・ 入札参加資格者名簿に登録されている商号又は名称が40文字以上の場合は、40文字以内に変更しています。

様式第2号(第4条関係)

利用者代理(変更)登録完了通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

京丹後市長

先に申請のあった利用者代理(変更)登録について、下記のとおり登録を完了したので 通知します。

記

1 代表窓口連絡先情報

連 絡 先 名 称 (部署名等)	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先氏名	
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
連絡先メールアドレス	

2 I D 登録依頼者連絡先情報

連 絡 先 名 称 (部 署 名 等)	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡 先 氏 名	
連絡先電話番号	
連絡先 FAX 番号	
連絡先メールアドレス	
少額物品用ユーザーID	
少額物品用パスワード	

電子調達利用情報再交付通知書

		年	<u>=</u> .	月	日
营	第号又は名称 代表者職氏名 様				
		京丹後市县	芝		
绀	たに再交付申請のあった電子調達利用情報について、下	記のとおり再ろ	交付し	ょす。	
	記				
1	業者番号				
2	ユーザー I D				
3	パスワード				

様式第4号(第14条関係)

電子入札システムにおける電子署名発行簿

件 名	指名通知書 入札締切通 等 知書等		落札者等決 定通知書等		その他		課名	発行者			
	月日	数量	月日	数量	月日	数量	文書名	月日	数量		